



あエしなの

情報 第 71 号

平成 29 年 6 月 16 日発行

信濃町商工会

「改正個人情報保護法」の全面施行について

平成 29 年 5 月 30 日に「改正個人情報保護法」が全面施行されました。

5 月 30 日以降は、顧客や従業員の個人情報（氏名、電話番号、住所等）を紙面やパソコンで名簿化して活用しているすべての事業に、個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められます。

これまで個人情報が 5,000 人以下の事業は、個人情報保護法の適用対象外でした。今回の改正ではこの制限がなくなり、すべての事業者に個人情報保護法の義務が生じます。なお、これは法人に限定されず、営利・非営利の別はありませんので、個人事業者や NPO・町内会などの自治会など、非営利組織であっても、個人情報保護法を守る必要があります。

つきましては、別添資料等をご参照いただき、個人情報保護法の遵守をお願いいたします。

【参考資料】

- はじめての個人情報保護法 (http://www.ppc.go.jp/files/pdf/201703_simple_lesson.pdf)
- 個人情報保護法の基本 (http://www.ppc.go.jp/files/pdf/28_setsumeikai_siryou.pdf)
- 個人情報保護法の 5 つの基本チェックリスト
(http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_2902leaf_smallbusinesses.pdf)

【参考URL】

個人情報保護法委員会ホームページ (https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

◆改正個人情報保護法全面施行日以降の顧客名簿収集等に伴う留意点◆

1 個人情報の利用目的の明示について（※第三者には個人情報を提供しないことを前提）

(1)直接書面による同意の場合

利用目的を書面に明示し、直接書面による同意を得て、個人情報を取得する。

【例】アンケート調査の実施等により、新規顧客を名簿に追加する場合、アンケート用紙に利用目的を明示する必要がある。

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）26、36～37 頁参照

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>

(2)書面によらない取得の場合

個人情報の利用目的を下記のいずれかに明示する。

ア 自社の店舗や事務所等

又は

イ 自社ホームページに掲示する。

} この場合は本人の同意は不要となる。

※個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）24 頁参照

2 平成 29 年 5 月 30 日法施行前に取得した顧客名簿の取扱いについて

既に取得している顧客名簿の利用目的の明示については、今回の改正法は適用されない。